4 輸国第5910号

関税割当公表第67号の2

令和5年度のナチュラルチーズの関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号) 第6条の規定に基づき、チーズ及びカードのうちプロセスチーズの原料として 使用するもの(以下「ナチュラルチーズ」という。)の関税割当てに関する事項 を下記のように定めます。

令和5年4月3日

農林水產省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 ナチュラルチーズ (関税暫定措置法 (昭和 35 年法律第 36 号) 別表第 1 第 0406. 10 号、第 0406. 40 号及び第 0406. 90 号に規定するもの)
- 2 割当数量 52,000トン
- 3 通関期限 令和6年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、令和5年度のナチュラルチーズの関税割当てについて(令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第67号)による。